

4 償却資産の種類

(1) 償却資産を種類別に分類するとおおむね次の表のとおりです。

資産の種類		内 容 説 明	
第1種	構 築 物	土地に定着した 土木設備・工作物等	舗装(駐車場舗装、構内舗装)、門・塀・緑化施設・ 庭園・屋外排水溝等の外構工事、広告塔、ビニール ハウス等
	建物附属設備	建物の所有者が施工 した建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、特定の生産又は業 務用の設備、屋外設備等 ※建物附属設備は償却資産として評価するものと、 家屋として評価するもの(償却資産の申告が不 要)とに区分されます。詳細については、p.6「家 屋と償却資産の区分表」を参照してください。
		建物の所有者と異な る者(テナント)が 施工した設備	1. 上欄の建物附属設備 2. テナントの方が貸ビル等に施工した内装・造 作・建築設備(詳しくはp.5「家屋の附帯設 備の課税について」を参照してください。)
第2種	機 械 及 び 装 置	製 造 機 械 設 備	自動車部品製造設備、金属製品製造設備、電気 機器製造設備、食肉加工設備、食品製造設備、 その他製造機械設備等
		自 走 式 作 業 用 機 械	建設機械の大型特殊自動車(分類番号「0、00 ～09及び000～099」の車両)でブルドーザー、 パワーショベル、クレーン等、大型特殊自動車 に該当する農耕作業用自動車(最高時速35km /h以上のもの)等
		そ の 他 機 械 装 置	太陽光発電設備等
第3種	船 舶	ボート、モーターボート、ヨット等 ※船舶の主たる停泊場所が安城市外の場合は、停泊場所がある市 町村に申告をしてください。	
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車(大 型フォークリフト等)、 荷車、台車等 《自動車税、軽自動 車税の対象となる資 産は対象外》	建設機械及び農耕作業用自動車以外の大型特殊 自動車(分類番号「9、90～99及び900～99 9」の車両)(大型フォークリフト等) ※①長さ4.7m、②幅1.7m、③高さ2.8m、 ④最高時速15km/hの基準を1つでも超え ているものは、小型特殊自動車(軽自動車税の対 象)ではなく、大型特殊自動車となり償却資産の 対象となります。
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	工 具	測定工具、検査工具、治具、取付工具、金型、 木型、ドリル、カッター等
		器 具 ・ 備 品	電気機器、ガス機器、事務機器、通信機器、理・ 美容機器、医療機器、陳列ケース、看板、広告 器具、自動販売機、壁掛型エアコン、その他の 器具備品等

なお、この償却資産の範囲は、法人税確定申告書別表16(一)、(二)〈減価償却費の計算〉又は所得税確定申告書の償却費の計算欄に記入された資産から、固定資産税が課税される家屋、自動車税、及び軽自動車税が課税される自動車等を除いたものにおおむね一致します。